

監査報告書

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター定款第42条の規定に基づき、理事長から監事に付された令和元年度の事業報告及び決算について監査を行なったので、その結果を次のとおり報告する。

1. 監査の日時

令和2年4月24日（金）午後2時00分から午後3時00分まで、事務所において監査を実施した。

2. 監査の方法及びその内容

(1) 事務事業については、理事会に出席するほか、理事等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、関係書類の閲覧・確認等を行ない業務及び財産の状況を調査した。

決算については、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行ない、帳票類の適正、かつ正確性を調査した。

(2) 監査書類

- ・事業報告
- ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録）
- ・財務諸表に対する注記
- ・その他業務執行に関する帳票類

3. 監査の結果

(1) 事業報告については、法令及び定款に従い、その内容は適正に執行が行なわれ、妥当であると認める。

(2) 理事の職務に関する行為は、法令及び定款に違反する事実はないと認める。

(3) 決算に係る収入・支出及び現金・預金に関する計算書類については、適正に表示され正確であると認める。

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター
理事長 小 沢 昌 記 様

令和2年4月24日

監 事 菅 原 一 志



監 事 菅 原 智 之

